

子育て世帯のかたへ、大切なお知らせ

子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。



1. 給付金の対象

ひとり親世帯分

- 次の①～③のいずれかに当てはまるかた
- ①令和5年3月分の児童扶養手当が支給されたかた（申請不要）
 - ②公的年金などを受給しているため、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されていないかた（要申請）
 - ③物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当が支給されているかたと同じ収入の水準となったかた（要申請）

その他世帯分

- 次の①、②のいずれかに当てはまるかた
※すでにひとり親世帯分の支給を受けているかたは対象外です。
- ①令和4年度子育て世帯生活支援給付金（ひとり親世帯以外分）を受給したかた（申請不要。対象のかたには、5月中旬に通知を送付しています。）
 - ②令和5年3月31日時点で、18歳未満（障害児の場合は20歳未満）の児童を養育しているかたで、物価高騰の影響で令和5年1月1日以降の収入が急変し、非課税相当の収入となったかた（要申請）

2. 給付金額

児童1人あたり一律 **5万円**

3. 申請期限

令和6年2月29日(木)まで

詳細や必要な書類については、事前にお問い合わせください。

申請・問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

広報みさと配信中

マチイロ

マチを好きになるアプリ

児童手当に関するお知らせ

1. 現況届について

令和4年度以降、児童手当を受給するための現況届は不要となりましたが、6月1日現在のお子さまの養育状況を公簿などにより確認することができないかたは提出が必要です。提出が不要なかたには現況届を送付しますので、提出をお願いします。

また、児童手当などの認定を受けた後、届出事項に変更があったかたは、変更届の提出が必要となります。

【現況届の提出が必要となるかた】

- ・支給要件となる児童の住民票が美里町にないかたや、離婚協議中で配偶者と別居中のかたなど、役場で状況を確認することができないかた

【変更届の提出が必要となるかた】

- ・受給者の婚姻や離婚などにより、受給者の状況に変化があったかた
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったかた
- ・受給者の加入する年金が変わったかた など

2. 所得上限限度額について

児童手当などが支給されなくなったあとに、所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要となります。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



ホームページ
QRコード

児童手当制度とは…

令和5年6月1日現在

【制度の概要】

◎対象者

町内に住所を有し、中学校修了までの児童（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育しているかた

◎支払月

6月、10月、2月

◎支給額

対象の児童1人につき（月額）

- ▶ 3歳未満 15,000円
- ▶ 3歳～小学生（第1・2子） 10,000円
- ▶ 3歳～小学生（第3子以降） 15,000円
- ▶ 中学生 10,000円

※ただし、所得が所得制限限度額以上で、所得上限限度額未満となる場合は、5,000円（特例給付）となります。なお、所得上限限度額以上の場合は受けられません。

【児童手当の支給を受けるには？】

児童手当は、対象者からの認定請求の手続きがないと資格はあっても支給されませんので、新たに支給対象となったかた（出生、転入など）は手続きをしてください。ただし、公務員のかたは勤務先で手続きをしてください。

所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等 人数	所得制限 限度額	所得上限 限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

【手続きに必要なもの】

申請には、普通預金通帳（請求者名義のもの）の写し、マイナンバーのわかるものが必要です。このほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132